



2025年2月17日

各 位

会社名 株式会社マクロミル
代表者名 代表執行役社長 CEO 佐々木 徹
(コード番号：3978 東証プライム)
電話番号 03-6716-0700 (代表)

会社名 TJ1 株式会社
代表者名 代表取締役 赤池 敦史

(変更) TJ1 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マクロミル (証券コード：3978) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

TJ1 株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、同社が 2024 年 11 月 15 日より開始した株式会社マクロミルの株券等に対する公開買付けに係る公開買付届出書 (2024 年 12 月 26 日付、2025 年 1 月 17 日付及び 2025 年 2 月 3 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) の訂正届出書を提出する必要があることから、本公開買付けの買付け等の期間を、当該訂正届出書の提出日である 2025 年 2 月 17 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2025 年 3 月 4 日まで延長することといたしました。

これに伴い、2024 年 11 月 14 日付「株式会社マクロミル (証券コード：3978) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024 年 12 月 26 日付「株式会社マクロミル (証券コード：3978) の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025 年 1 月 17 日付「株式会社マクロミル (証券コード：3978) の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 2 月 3 日付「株式会社マクロミル (証券コード：3978) の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。) の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、TJ1 株式会社 (公開買付者) が株式会社マクロミル (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 2 月 17 日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マクロミル (証券コード：3978) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2025年2月17日

各 位

会 社 名 TJ1 株式会社
代表者名 代表取締役 赤池 敦史

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

TJ1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月14日、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マクロミル（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び2015年9月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年11月15日より本公開買付けを開始しておりますが、①公開買付者が、本日付で、(1)Oasis Investments II Master Fund Ltd.、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.並びに(2)Will Field Capital Pte. Ltd.との間でそれぞれ応募契約を締結したこと並びに②対象者が2025年2月14日付で第12期中半期報告書（自2024年7月1日至2024年12月31日）を提出したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（2024年12月26日付、2025年1月17日付及び2025年2月3日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書を提出する必要性が生じたことから、本公開買付けの買付け等の期間を、当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。

これに伴い、2024年11月14日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2024年12月26日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年1月17日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」及び2025年2月3日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2024年11月15日（金曜日）から2025年2月17日（金曜日）まで（60営業日）

（注）金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

(変更後)

2024年11月15日（金曜日）から2025年3月4日（火曜日）まで（70営業日）

（注）金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算

入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受付は、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われず。

(6) 決済の開始日

(変更前)

2025年2月25日(金曜日)

(変更後)

2025年3月11日(火曜日)

2. 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本日現在、Oasis Management Company Ltd.及びWill Field Capital Pte. Ltd.との間で、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)での応募に係る応募契約の締結に向けた協議を行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定です。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年2月3日付で、公開買付期間を2025年2月17日まで延長し、合計60営業日とすることを決定いたしました。

なお、公開買付期間が長期化したことに伴い、株主構成が一定程度変動している可能性があることから、再度株主構成を精査したうえで、名義株主及び実質株主(実質株主のアセットオーナーと考えられる資金提供者を含みます。)に対し、本公開買付けに応募いただけるよう、書簡の送付や面談による対話等の対応を行うことを予定しております。

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年2月3日付で、公開買付期間を2025年2月17日まで延長し、合計60営業日とすることを決定いたしました。

また、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、対象者の株主であるOasis Investments II Master Fund Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数：823,150株、所有割合：2.11%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数：1,119,484株、所有割合：2.87%)及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数：1,349,966株、所有割合：3.47%) (以下、総称して「オアシスグループ」といいます。)並びにWill Field Capital Pte. Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数：1,198,400株、所有割合：3.08%) (これらを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)との間で、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主が、ジャージー法に基づき新たに設立され、かつ公開買付者親会社の完全親会社であるTJ Midco Holding Limitedに対して出資する予定のリミテッド・パートナーシップ(以下「本再出資先」といいます。)に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が各本応募合意株主の対象者株式の所有割合(Oasis Investments II Master Fund Ltd.については2.11%、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.については2.87%、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.については3.47%、Will Field Capital Pte. Ltd.については3.08%)となる割合を基準として別途合意される割合で持分出

資（以下「本再出資」といいます。）を行うことを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を 2024 年 11 月 15 日から 2025 年 2 月 17 日まで（60 営業日）と定めておりましたが、本応募契約を締結したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 2 月 17 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2025 年 3 月 4 日まで延長することといたしました。

本再出資により本応募合意株主が取得する本再出資先の持分の 1 単位当たりの発行価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格と実質的に同額にする予定です。なお、本応募合意株主から本再出資を受ける理由は、Will Field Capital Pte. Ltd. については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVC として非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVC として当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものです。このように、本応募合意株主による本再出資は、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、オアシスグループは、本再出資に伴い、本取引実施後の対象者の取締役 1 名を指名することを予定しております。

詳細につきましては、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 2 月 17 日に関東財務局長に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします

公開買付者及びその関連者 (対象者を含みます。) 並びにこれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。